

ん事を望給ふ、萬曆三十七年は、本朝慶長十四年也、此事五月島津彼國王を擒にして來り、止る事有し、右異朝諸書に見へし處也、是より後の事しるせし物考へず、此國の事本朝の書に見へし處、是も古の事不詳、五十五代文德天皇仁壽三年、僧圓珍智證唐國に趣かる、時、北風にさそはれて琉球に至りしと云事、元亨釋書に見へたり、是本朝にして、彼國の名聞えし始にて、其後聞ゆる事にて、東山の公方義政の頃、寶徳三年七月、琉球の使來れり、是則彼國にて、山南山北を并せし、中山其禮ニ答へられき、其書は假名字を用ひて、是より後其國人常に來りて、兵庫の湊にて商物などりうきうくのよのぬしへと記されたり、是より後其國人常に來りて、兵庫の湊にて商物などしたり、太閤秀吉の代と成て、使參らせて、天下の事しり給ふ事を賀す、程なく朝鮮の事起て、太閤も失せ玉ひ、太閤へ使をまいらせしは、應永の時成べし、此年號不審、書誤ナルベシ、御當家の始、島津の爲に討れて、終に其屬國のごとくに成たる也、右本朝諸記に見へし處也、世には彼國は鎮西八郎爲朝の末葉也、されば今も其國に爲朝の遺跡共多しと云也、

〔日本地誌提要琉球十五沿革〕開國始祖ヲ天孫氏トス、文武天皇ノ時ヨリ本朝ニ内附入貢ス、天

孫氏相傳ル二十五世、賊臣利勇ノ爲ニ弑セラル、文治三年浦添按司尊敦、賊ヲ誅シテ代リ立、首

里ニ居リ、王ト稱シ、全島ヲ統ブ、是ヲ舜天王トナス、尊敦ハ源爲朝ノ子ナリ、爲朝伊豆大島ニ配

テ、大里按司ノ妹ヲ文應元年、孫義本位ヲ天孫氏ノ裔英祖ニ讓ル、文永三年、大島始メテ來屬ス、納レテ尊敦ヲ生ム、

曾孫玉城ニ至リ、嘉曆中國大ニ亂レ、今歸仁按司山北王ト稱シ、大里按司山南王ト稱シ、玉城僅

ニ中頭ヲ保チ、中山王ト稱ス、正平四年、玉城ノ子西威卒ス、明年、國人世子ヲ廢シ、浦添按司察度

ヲ奉ジテ中山王トナス、文中二年、察度始テ明ニ通ジ、終ニ其冊封ヲ受ク、山南山北二王亦明ニ

入貢ス、元中七年、宮古八重山諸島始テ中山ニ内附ス、子武寧ニ至リ、應永十二年、佐鋪按司尙巴

志兵ヲ起シ、之ヲ廢シ、其父思紹ヲ奉ジテ王位ニ即カシメ、二十三年、尙巴志山北王、樊安知ヲ滅

シ、山北四世使臣ヲ遣シ、方物ヲ將軍足利義持ニ獻ズ、二十八年、思紹卒シ、巴志立、永享元年、山南

九十餘年